

景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議について

秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成14年7月1日条例第25号）第9条第2項第2号および秋田市景観条例（平成21年10月7日条例第29号）第13条第1項の規定に基づき、次の事項について調査および審議を求めます。

記

1 調査および審議事項

景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議  
（景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について）

2 調査および審議対象事前協議

別紙資料のとおり